

<個人住民税の現年課税化について>
中小企業のIT化の実態について

2019年3月6日

株式会社大崎コンピュータエンジニアリング

代表取締役社長 武田 健三

はじめに

「平成29年度個人住民税検討会報告書」(抜粋)

第1 個人住民税の現年課税化についての検討

3 今後の課題

「・・・特別徴収義務者に新たに発生する事務について、企業のITの利活用により、事務負担の増加を抑えることができる可能性もあると考えられる。
 ・・・このため、今後のマイナンバー制度の運用状況、マイナポータルの利用状況や企業のIT化の状況等も踏まえつつ、引き続き検討を進めていくことが必要である。」

個人住民税における源泉徴収簿イメージ①

所得税			個人住民税		
区分	金額	税額	区分	金額	税額
給料・手当等	①	③	給料・手当等	①	③
賞与等	④	⑥	賞与等	④	⑥
計	⑦	⑧	計	⑦	⑧
給与所得控除後の給与等の金額	⑨		給与所得控除後の給与等の金額	⑨	
給与等からの控除分(文十⑤)	⑩		給与等からの控除分(文十⑤)	⑩	
社会保険料等控除額	⑪		社会保険料等控除額	⑪	
申告による社会保険料の控除分	⑫		申告による社会保険料の控除分	⑫	
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑬		申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑬	
生命保険料の控除額	⑭		生命保険料の控除額	⑭	
地震保険料の控除額	⑮		地震保険料の控除額	⑮	
配偶者特別控除額	⑯		配偶者特別控除額	⑯	
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑰		配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑰	
所得控除額の合計額	⑱		所得控除額の合計額	⑱	
⑱+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮			⑱+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮		
課税所得額(所得額①-⑱)及び算出所得額	⑲		課税所得額(所得額①-⑱)及び算出所得額	⑲	
均等割非課税判定			均等割非課税判定		
年額所得額(⑲×102.1%)	⑳		年額所得額(所得額①+均等割)⑳+㉑	㉒	
差引超過額又は不足額(㉑-㉒)	㉓		差引超過額又は不足額(㉑-㉒)	㉓	
本年最後の給与から徴収する金額	㉔		本年最後の給与から徴収する金額	㉔	
未払給与に係る未徴収の税額に相当する金額	㉕		未払給与に係る未徴収の税額に相当する金額	㉕	
差引差引する金額(㉑-㉕)	㉖		差引差引する金額(㉑-㉕)	㉖	
同上のうち			同上のうち		
本年中に差引する金額	㉗		本年中に差引する金額	㉗	
翌年において差引する金額	㉘		翌年において差引する金額	㉘	
不足額	㉙		不足額	㉙	
本年最後の給与から徴収する金額	㉚		本年最後の給与から徴収する金額	㉚	
翌年に繰り越して徴収する金額	㉛		翌年に繰り越して徴収する金額	㉛	

本日お伝えしたいこと

中小企業の声 (年末調整をはじめとした税務事務のIT化)

システムで解決できること・できないこと

多様な働き方に対応した、社会全体での納税環境整備が必要

所得税の源泉徴収・個人住民税の特別徴収に係る事務負担の実態

- 企業規模が小さい程、作業をシステム化していない割合が増加。小規模企業では、半数程度が手作業で事務を行っていた。
- 従業員規模が一定以上の企業は年末調整事務に多くの作業時間を要していた。

図1：従業員規模別に見た「作業をシステム化していない（手作業）企業」の割合

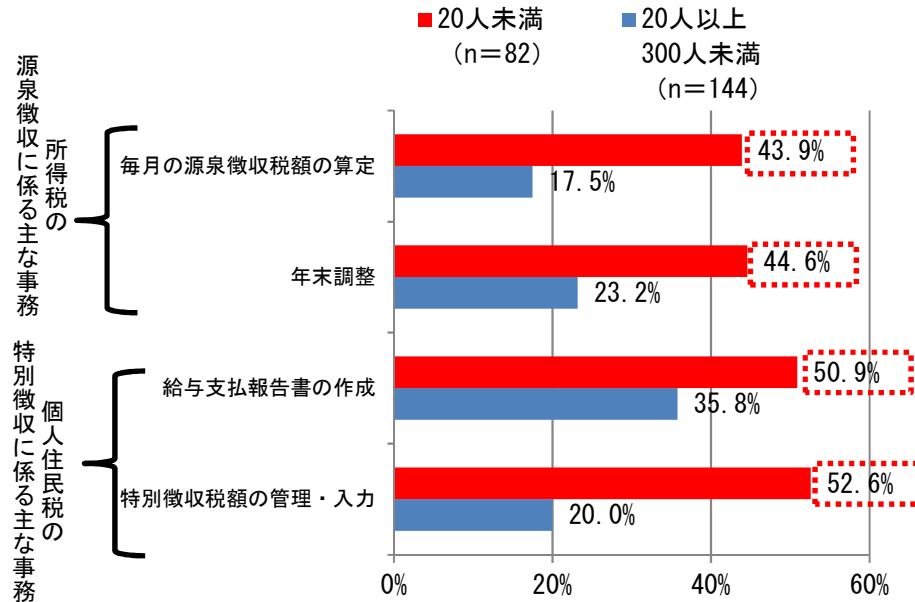
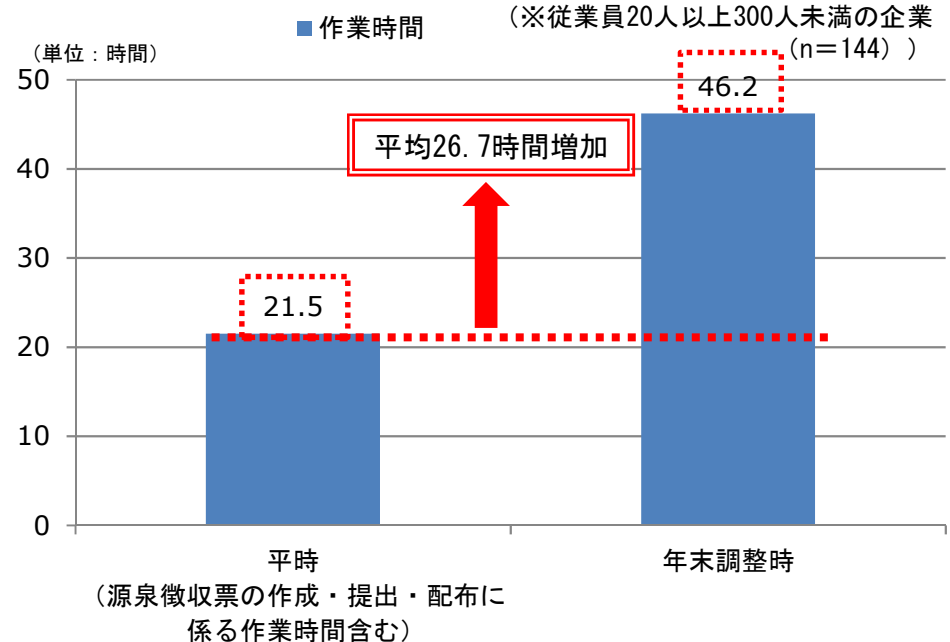


図2：中小企業（※）における「所得税の源泉徴収に係る月の作業時間」の「年末調整」による増加



小規模事業者の声

【飲食業 従業員4名（家族経営）】

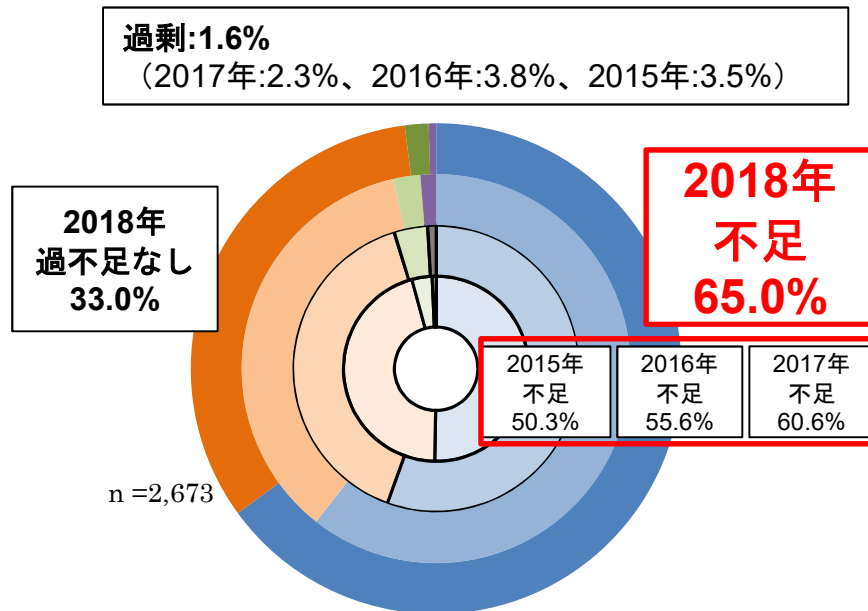
○年末調整と源泉徴収簿の作成は、店の仕事と家事が終わった後の限られた時間にしか作業ができない。年末年始はかき入れ時で、さらに普段はやらない出前にも対応する。その中で短期間のうちに作業を終えなければならないので心理的にも負担。現年課税化で新しい事務作業が発生するのは困る。それで税金が安くなるというのか？

○電子申告について調べたが、年に1回の申告のためにカードを作ったり、難しい手続きをしようとは思わない。

中小企業の人手不足や経理事務体制の実態

- 日本商工会議所の調査では、65%の企業が「人手不足」と回答。4年連続で人手不足感が強まっている（図1）。売上高5,000万円以下の事業者の8割は経理事務を1人で対応（図2）。
- 働き方改革関連法による残業規制、有給休暇取得の義務化によって、企業現場の人繰りはさらに逼迫。
- **生産性向上が急務とされる中、企業に新たな納税事務負担を担う余地はない。**

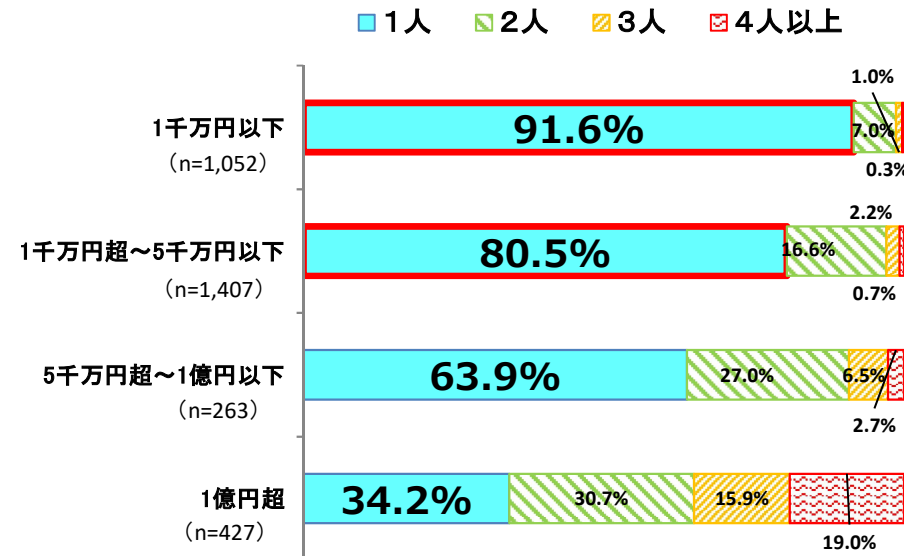
図1：中小企業の人材不足は年々深刻化



出典：日商「人手不足等への対応に関する調査(2018年6月)」

図2：経理事務に従事している人数（売上高別）

▶ 「売上高1千万円以下」の約9割、「売上高1千万円超5千万円以下」でも約8割の事業者は経理事務に1人で従事している。



出典：日商「中小企業における消費税の価格転嫁および軽減税率の準備状況等に関する実態調査」(第5回)(2018年9月)

中小・小規模企業の声

【事業内容：ビルの管理、清掃、設備保守 従業員770名】

- 従業員の大部分は百数十か所の現場に直行直帰しており、担当者と従業員がFace to faceでやり取り出来ないため、控除申告書の記載内容の確認に苦労している。
- 高齢者を多く雇用しており、携帯電話を持っていない人も少なくない。従業員のITリテラシー、税務知識が不足している。
- 現場では従業員との個別の契約（1年契約）で給与が決まっている。また客先（ビル）毎、職種毎に仕事内容や勤務形態が異なる。欠勤者の発生によるシフト調整も頻繁。したがって、各客先との契約内容と現場の勤怠状況を把握している管理職が、現場毎に手作業で給与計算を行っている。

【事業内容：タクシー業 従業員280名】

- 従業員に分かる人が少ないので、教えなければいけないが、他に色々とやらなければいけないことが多いので、マンパワーが足りない。また、従業員にも電子化できる人とできない人がいるので、一括で電子化というのは難しい。

【業種：ホテル業 従業員数：35名】

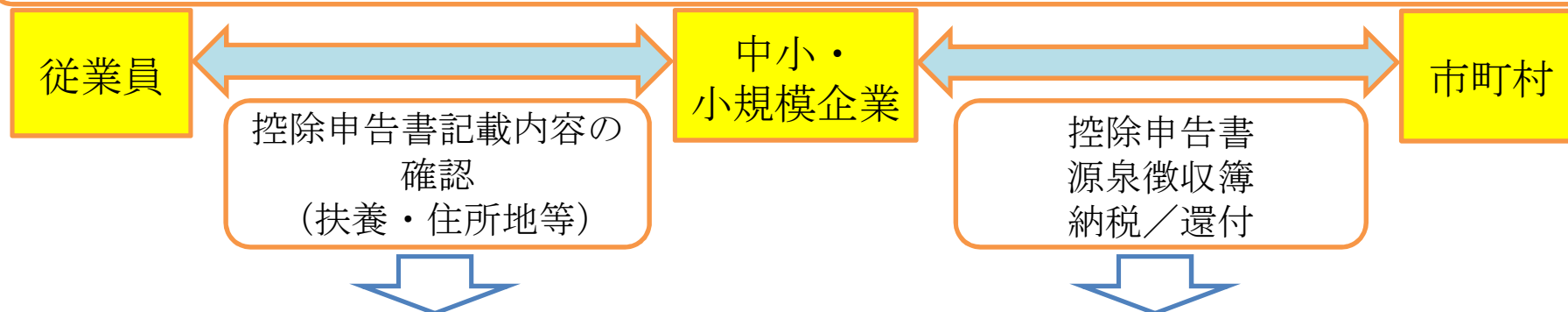
- マイナポータルは従業員のITリテラシーで対応できるか不安。

【業種：自動車部品販売 従業員数：75名】

- そもそも税理士にe-TaxやeLTAXを使う気がない。また、当社ではITスキルが低い人も多く、勤怠管理すら紙でやっているので、電子化については、かなり難しいと思う。

システムで解決できること、できないこと

- 税額計算は、企業側でシステム化すれば対応可能との主張があるが、計算自体をシステム化したとしても、結局、従業員から寄せられた情報をもとに計算結果が正しいか人の目で確認する作業が追加的に発生する。
- そもそも、プライベートの所得や寄付を会社に知られたくない従業員が存在するため、企業が従業員の副収入やふるさと納税の有無などを把握することは困難である。賦課課税方式である以上、最終的に市町村毎で行われている名寄せ等の再計算が必須となり、企業側で行う計算作業は無駄になる。
- 以上のことから、現年課税化による事務負担増の議論は、企業側のシステム化によっても解決しない。



高齢者などITリテラシーが低く、パソコンやスマホを持っていない従業員も少なくない。中小企業の多様な雇用形態はシステム化がそもそも困難。そもそも、プライベートの所得や寄付等は会社に知られたくない従業員も存在。

単純な計算だけであればシステム化が可能であるが、企業として申告する以上、人の目による確認作業が発生。システム化＝事務負担がなくなるわけではない。

中小企業のシステム化によって、現年課税化の議論は解決しない。
社会全体の事務負担軽減につながる環境整備が必要。

多様な働き方に対応した、社会全体での納税環境整備が必要

- 副業やシェアリングエコノミーなどの普及等、個人の働き方の多様化に伴い、**個人の経済活動による所得の捕捉が必要**。
- フリーランスの増加、ふるさと納税や医療費控除等の普及、安価で便利なクラウドサービスの登場によって、**個人による確定申告は身近なものになりつつある**。
- 国は、個人の経済活動に対するマイナンバー付与の徹底、**マイナポータル**の利便性向上による**個人の確定申告手続きの簡素化を図る**とともに、**国税、地方税間での情報連携を一層推進**することで、**企業の事務負担を増加させることなく、社会全体で効率的な納税環境を整備すべき**ではないか。
- 現年課税化の事務負担の議論は、**社会全体の納税環境整備の状況を踏まえて検討すべき**。

働き方の多様化に対応した社会全体での納税環境の整備（イメージ）

